

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年12月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ建屋の機器ドレンサンプポンプ（A）が運転中にもかかわらず、当該サンプのレベルが変わらないことから、当該ポンプを点検・修理	D	
2	3号機	補助海水系ポンプ出口ストレーナのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	4号機	タービン建屋換気系放射線モニタリング用トリチウム回収装置（B）の点検において、冷媒温度スイッチ付指示計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
4	4号機	廃棄物処理系除染廃液ドレンタンク（A）のドレン弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に指示模様が認められたため、当該弁を交換	D	
5	4号機	主タービングランドシール蒸気系蒸化器用所内蒸気連絡配管のドレントラップ前弁のグランド部に蒸気のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	輸入燃料体事業者検査において、当該要領書に補正申請事項の未反映が認められたため、当該要領書を改訂し検査を実施	D	
7	5号機	5号機送電線開閉所壁貫ブッシング（黒相）の除湿剤（シリカゲル）に劣化が認められたため、当該シリカゲルを交換	対象外	
8	5号機	復水移送ポンプ（A）軸受潤滑油補給器のレベル計下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	屋外用コンセント（循環水系ポンプB・C間付近設置）に破損が認められたため、当該コンセントを点検・修理	D	
10	その他	平成20年度富岡消防署立入検査において、「防火扉（3箇所）に一部不適切な箇所が見られるので、維持管理に努めること」との指摘を受けたため、対応検討	B	
11	その他	使用済燃料共用プール設備のキャスク搬送台車の点検において、走行ブレーキ制御箱の防振ゴム部に劣化が認められたため、当該部を修理	D	
12	その他	使用済燃料共用プール設備の廃棄物処理系シャワードレン受タンク（B）入口弁前弁を点検すべきところ、誤って同タンク（A）の入口弁前弁を点検したため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで